

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>一般社団法人又は一般財団法人のうち、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市規則で定めるもの</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>一般社団法人又は一般財団法人のうち、本市が基本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資しているもので市規則で定めるもの</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2～3 省略</p>